

## 日本看護学教育学会の法人化について

猛暑の候、会員の皆様におかれましてはお忙しい日々をお過ごしのことと存じます。また、平素から本学会の運営にご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、本学会では 2 年前の評議員会において法人化の検討が提案され、昨年の総会において法人化の準備をすることが承認されて以来、今期理事会では法人化に向けての準備を重ねてきました。つきましては、本年度総会（2013 年 8 月）において、2014 年 4 月に設立登記を行うことを目標に一般社団法人とするための定款(案)をご審議いただく予定です。それに先立ち、会員の皆様に、本学会を一般社団法人とする必要性ならびにこれまでの経緯を簡単に説明させていただきます。

### 1. 本学会が法人化をめざす理由

本学会は法人格をもたない任意団体であるために、外部組織との共同事業等に困難があり、また税法上の課題も以前より指摘されてきました。任意団体では、契約や預金口座の開設は理事長個人名で行われていたため、理事長交代のたびに名義変更が必要であるなどの不都合をかかえてきました。法人化することにより、理事長個人名ではなく法人格を有する学会としての口座の開設が可能になります。加えて、組織運営的には、「法人法」に定められた内部統治を行うことにより、税法上も健全な学会運営が期待できます。

法人化することにより、国・自治体等からの研究受託、助成などを受けることが可能になります。また、学会から社会に向けた情報や意見の発信に対しても、社会的認知や信用度が増すことになり、学術団体としての社会的役割も従来以上に果たすことが可能になります。

なお、法人化することにおいては、会員の皆様には財政的な負担は一切ありません。また、一般社団法人としての定款（案）は従来の日本看護学教育学会会則を遵守しています。

### 2. 本学会における法人化検討の経緯

本学会においては、2011 年度評議員会にて法人化の検討が提案され、その後の理事会では法人化に向けた準備として、「学会活動検討委員会」を中心に学会の組織・委員会規程等の整備をしてきました。2012 年度の総会において法人化に向けた準備が承認され、理事会では、現行の任意団体もつ「会則」および各種委員会規程を遵守することを原則として検討を重ね、司法書士を加えて定款（案）および定款施行細則（案）を作成しました。

### 3. 法人化に向けてのスケジュールについて

法人化にむけた今後のスケジュールは、以下の通りです。

2013 年 8 月 評議員会および総会にて新法人定款および定款施行細則の承認

2014年4月 一般法人設立登記申請  
2014年6月頃 一般社団法人設立総会（予定）  
2014年8月 会員総会にて報告  
2015年5～6月 第1回定期評議員会（法人初年度決算承認）  
2015年10～12月 法人化後の第1回評議員・理事・監事選挙

以上のように、法人化の必要性および経緯をもって今日にいたっておりますが、本年度総会において、会員の皆様にご審議頂き、ご賛同を得ることが法人化への第1歩です。皆様のご理解とご承認をよろしくお願い申し上げます。

2013年7月吉日

日本看護学教育学会  
理事長 小山真理子